

概要について

本町は令和4年3月に能勢町地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）を策定し、公共交通施策の推進に取り組んでいます。

今般、持続可能な公共交通ネットワークの構築に向けて、町内における公共交通を持続性のあるものとするため、下記の国補助金の活用を目指すものです。

補助金の活用にあたっては、令和2年11月に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が改正され、交通計画の作成及び計画における補助系統等の位置付けが補助要件となっており、交通計画の一部改訂を行うものです。

▼活用予定の補助金について

補助金名	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金
概要	<ul style="list-style-type: none"> 地域間交通ネットワークを形成する地域間幹線系統の運行について支援 補助率は補助対象経費の1/2 	<ul style="list-style-type: none"> 幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援 補助率は補助対象経費の1/2
本町で活用を目指す交通モード	路線バス西能勢線（能勢町宿野系統・口山内系統）	能勢町乗合タクシー（令和6年4月から本格運行に移行）
補助対象事業者	路線バス事業者	地域公共交通会議
備考	バス事業者により令和6年度事業（令和5年10月～令和6年9月）にて申請中	令和6年6月申請予定

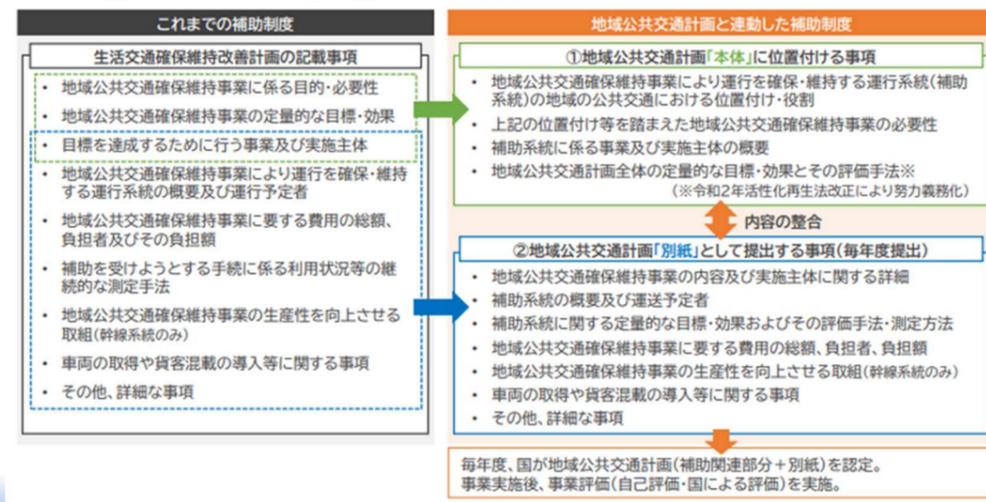
改訂内容について

■地域公共交通計画「本体」に位置付ける事項について

- 補助系統の地域の公共交通における位置付け・役割 ⇒追記（交通計画 P38）
- 地域公共交通確保維持事業の必要性 ⇒追記（交通計画 P41、44）
- 補助系統に係る事業及び実施主体の概要 ⇒今回追加（交通計画 P14、42）
- 地域公共交通計画全体の定量的な目標・効果 ⇒追記（交通計画 P56）

■その他の主な修正箇所について

- 能勢町乗合タクシーの運行についての記述の追加（交通計画 P14、22、23、24）
- 目標値の修正について（交通計画 P57、58）



（出典：国土交通省資料）

乗合タクシーの新規性について

能勢町乗合タクシーは、路線バスが運行していない地域などを対象に、地域住民の日常生活に必要な町内の移動手段を確保するため、予約型乗合タクシーとして令和4年7月1日より実証運行を開始しています。

今後、地域内フィーダー系統補助金を活用するにあたっては、補助要件に新規性（当該補助対象期間中に新たに運行を開始するもの）が求められています。

令和6年4月から本格運行に移行するに当たり、下記のとおり運行日の変更や運行エリアを東地域に拡大するため、新規性の要件を満たすと整理しています。

▼能勢町乗合タクシー本格運行時の変更点

	現在（令和6年3月末まで実証運行）	令和6年4月から（本格運行に移行）
運行日	地区ごとに週3日ずつ運行（月～土曜日）	平日週5日運行（全地区）
運行時間	8時台～17時台 ※地区により制限時間あり	8時台～17時台
運行エリア	天王地区、岐尼地区の一部、久佐々地区の一部、田尻地区	左記に加えて、歌垣地区・東郷地区を追加

【令和6年（2024年）4月からの公共交通ネットワーク】

